平成２３年（フ）第１１５号
富山県高岡市南幸町２番16号
債務者　岩坪　昌美
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第２６６号
長野県安曇野市穂高8118番地１　アムールあずみＢ―102、前住所長野県安曇野市穂高柏原1786番地７
債務者　秋山美津子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１２７４号
京都市山科区大塚野溝町76番地９
債務者　田中　美保
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３４４号
京都市南区久世築山町48番地
債務者　岩井　佳子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６０号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　29棟103号
債務者　坂本　　勇
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４５４号
京都市右京区西京極町ノ坪町11番地　リバティースクエア105
債務者　井上マユミ
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７７号
京都市右京区梅津中倉町36番地の11
債務者　伊藤　靖子
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４７８号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃66番地
債務者　吉田実功こと　吉田　美一
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
奈良県桜井市大字高田184番地の４
債務者　丸山　孝一
1　決定年月日時　平成23年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第３７３号
愛媛県伊予郡砥部町北川毛531番地19
債務者　坂井としえ
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８８号
愛媛県松山市西垣生町1335番地
債務者　三原　一男
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３９８号
愛媛県松山市吉藤２丁目15番42号
債務者　杖田　啓介
1　決定年月日時　平成23年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４３号
高知県須崎市原町２丁目４番10号　松坂アパート12号室、前住所長崎県南松浦郡新上五島町桐古里郷417番地イ第３
債務者　森下久美子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成23年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２３年（フ）第７５号
福岡県直方市大字山部758番地70
債務者　向井　眞弓
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第８８号
福岡県鞍手郡鞍手町大字中山3756番地１
債務者　宮本　康幸
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２３年（フ）第２９２号
福岡県小郡市三沢5011番地24
債務者　播磨美穂子
1　決定年月日時　平成23年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第１６３号
佐賀県佐賀市大財４丁目４―48　ヴィレッジ大財105、住民票上の住所佐賀県佐賀市緑小路２番13号
債務者　山口　輝樹
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５１号
佐賀県鳥栖市宿町1387番地１レーベンハイツＦ棟202
債務者　湯ノ口英雄
1　決定年月日時　平成23年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係